

下流地方公共団体の参画の経緯 関係資料抜粋

○大阪府【『大阪府議会会議録』(昭和41年(1966年)2月)】

○企画部長(吉沢正七郎君) 南郷洗堰と第一期河水統制事業についての経過ご指摘がございました。ご承知のように南郷洗堰は明治十八年枚方の破堤と琵琶湖湖岸の重なる洪水被害というものを契機にいたしまして琵琶湖の水位調節と淀川の洪水調節をはかるため築造されました。明治三十七年に完成したものでございます。その際瀬田川のしゅんせつ、下流の改修等が同時に行なわれますとともに、南郷洗堰の操作方法といたしましては、一つには冬の期間中瀬田川の流量を増加して湖水を量水位マイナス三尺とする。それから第二点が大洪水の際は淀川が最高水位に達する約半日前から洗堰を閉鎖し、淀川の水位が四尺ないし五尺減水したときに洗堰を開放するということが取り決められておるのでございます。ご指摘がございました当時の琵琶湖の量水位は現在の鳥井川水位で申し上げますとプラス八十三センチでございます。それから三尺を下げるということは現在の鳥井川水位でマイナス八センチであるということになります。その後琵琶湖の豊富な水源を一そう有効に利用するため、第一期河水統制事業が計画をされて昭和十八年から昭和二十八年までに施行せられたのでございます。

この事業の内容の骨子を申し上げますと、一つには瀬田川をしゅんせつして湖面を鳥井川水位マイナス一メートルまで下げられるようにすること、したがって湖岸の港灣、灌漑、漁業等の諸施設の補償をすること等によりまして、湖岸の洪水回数とその程度を軽減する。二つには琵琶湖よりの流出水量を平均化して年間約七十四万キロワットアワー冬季電力を増加する。第三点は上工水要水毎秒十七・五トンを増加させる等を目的としたものでございます。しかし事業の実施時期が戦時中から戦後にかけての混乱期にあつており

ましたため、物価の急騰、材料の入手難等によりまして交付されました補償金では、十分な対策工事が行なわれなかつたのでございます。この事情が考慮されまして、その後は平年でマイナス七十五センチ、最悪のときでマイナス八十五センチを下回らないよう、冬季放流が行なわれておりますのが実情でございます。このような実は不十分な経過にもかかわらずまして、この際琵琶湖の総合開発講想を一日も早く具体化するよう努力をいたしてまいらねばならないように考えておる次第でございます。

あと一点、造林公社についてのご指摘がございましたが、かねてから滋賀県で造林公社が設置されまして、琵琶湖周辺の山地に大規模な造林を行なう、しかも森林の特性でございます。まず水資源涵養と土砂流出防止の機能を十分に發揮せしめまして琵琶湖に流入する水量の急激な増減を調整することをおもな目的にいたしておるのでございます。湖岸の水位の変動を最小限度にとめるため、湖周辺に造林を行なうことがきわめて有効でございます。また自然な方法でございます。湖水を利用いたしております下流公共団体といたしまして、兵庫、大阪等ともども協力をいたしたいという方向で検討いたしましたのでございます。なおこの造林によりましてどの程度の調節能力が増大するか、現在のところ明確に把握できないのでございますが、この際こういつた造林公社の協力に踏み切ることが、やはり大きな目途を持っております琵琶湖総合開発の実施を促進するというふうな見地から、その趣旨に賛同した次第でございます。よろしくご了承をお願いいたします。(拍手起る)

○大阪市【『大阪市会議事録』昭和41年(1966年)3月8日】

○水道局長(長谷川寛一君) 水道関係の問題について、お答え申し上げます。

まず第1点は、本年夏の需要期に対する給水対策の問題でございますけれども、現在第8回の水道拡張事業を施行いたしております、一昨年、昨年それぞれ10万トンずつの通水をいたしまして、一応の需要にこたえてまいったわけでありまして、本年の夏に対しましては、庭窪浄水場系の残りの12万トンの通水準備をいたしておりますので、この夏にはその12万トンの通水をいたしまして、水道の標準給水能力が178万2,000立方メートルと相なります。設計は相当の余力を持つて設計をいたしておりますので、標準給水能力はいま申し上げた数字でございますけれども、本年の夏に予想いたしております1日最大量の203万立方メートルの需要には、十分応じ得る見込みである。さらに浄水場から生み出した水を市内に円滑に給水するためには、幹線のみならず市内の末端の枝小管を自己資金でやらなければならない。パイプを増設いたす必要があるわけでございますが、これにつきましても、昨年策定いたしました配水管整備計画5カ年計画でございますが、まだ今年夏までには1年半ばかりしかありませんが、着々すでに予定どおりの進捗をいたしておりますので末端の給水におきましても、昨年出水不良戸数というのが相当ございましたが、今年の夏にはうんと少なくなる見込みであります。

第2点は、水源確保の問題でございます。山田議員がご指摘になりました。利水ワクは現在満配でございます、新たな水の需要に対しましては、利水ワクをつくつていかなければならないということでございまして、これは単に淀川だけの問題ではなく、全国的な問題でございます、都市用水の需要にこたえて水資源を合理的に開発するために、昭和36年に水資源開発促進法という法律が制定されました。またその実施機関として、水資源開発公団法が同時に制定されたわけでございます。この法律に基づきまして、淀川も37年に指定水系になりまして、着

々実施計画によつて工事が進められているわけでございます、すでにそれに基づいて完了いたしました施設として、先ほどお話がございました長柄可動堰の改築事業、さらに現在工事中のものといまして、木津川水系の高山ダム、それから青蓮寺ダム、こういったものがすでに建設中でございます。近く着手されようとしておりますものが中津川の用水を転用いたします目的の正蓮寺川利水計画というのがございます。さらに昭和50年を目標として、開発の事業といましては、そのほかに琵琶湖の総合開発計画、さらに桂川のダム計画、猪名川のダム計画、こういったもので、数字的には一応昭和50年に対応する事業計画の構想はあるわけでございますが、現在まで確定いたしましたのは、先ほど申し上げました正蓮寺川利水計画でございます、この中で一番本命と目されますのは琵琶湖の総合開発計画でございます。量的にも一番大きな数字を占めているわけでございます、われわれも早くから琵琶湖総合開発を1日も早く具体化しなければ、将来の水問題に支障を生ずるということで、昭和31年から地方建設局を中心にいたしまして、琵琶湖総合開発協議会というものをつくりまして、将来の水の需要数量、それに対する水を生み出す方策、そういったものを審議してまいつたわけでございます、39年10月に琵琶湖の総合開発の発に関構想というのが建設省から出されました。そのほか滋賀県にはパイプ送水案というものが打ち出されて、現在のところでは建設省の考えております案、あるいは滋賀県の考えております案、これが現在協議中でございます、いまだ調整の段階に立ち至つておらないわけでございますけれども、経済企画庁、建設省、その他関係団体の間で、何とかして何らかの形で琵琶湖の総合開発を具体化しなければならないという機運が、ようやくきざし始めたように感じられますので、われわれといたしましても、今後とも継続いたして、積極的に琵琶湖の総合開発計画が、1日も早く具体化するように努力してまいりたいと存じております。

○大阪市【『大阪市水道百年史』(平成8年(1996年)11月1日)】

第3節 社団法人滋賀県造林公社

1 設立と本市参画の経過概要

(1) 公社設立の背景

昭和39年(1964)、琵琶湖総合開発の方向が模索されている中で、滋賀県は、滋賀県琵琶湖水政審議会の答申を得て、琵琶湖の水政の基本方針を決定したが、この中に琵琶湖の水資源かん養のための造林事業の促進があった。

しかし、昭和40年当時、滋賀県には約20万 ha の民有林があったものの、人工造林面積は20%に当たる4万3,000ha にすぎなかった。そこで、これを拡大するため、滋賀県では、造林の長期計画を立て、最終目標年次である昭和60年度までに55%、11万ha の人工造林化を図るべく努力していたが、年々その厳しさを増しつつあった林業経営の困難さのために造林事業は進展しなかった。このような背景から造林事業を進める方法を個人から組織化させた形でなければ多くを望めないという認識に立ち、社団法人の公社組織を設立して、この趣旨に賛同する公共団体より出資を受けるとともに事業資金の借入を行い、また、森林所有者と分収造林契約を締結するという形で造林推進の諸問題を打開し、目標の完遂を図ることが考えられ、昭和40年4月1日に(社)滋賀県造林公社が設立された。

(2) 下流団体の協力

昭和40年4月1日の公社設立後、滋賀県から大阪府農林部を通じて、下流団体に対し趣旨に賛同の上、社員参加に協力してほしいとの呼びかけがあった。

そのころ、京阪神地域では急速な経済成長のために都市用水の需要が急激に伸び、水不足が懸念される事態が生じていたが、下流団体で造林に協力することは、琵琶湖総合開発事業の促進との関係でも有効との見方もあり、下流団体(大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市および阪神水道企業団)間の協議を経て、本市としては、昭和41年12月に総合計画局が「滋賀県造林公社について」を発表した。この中では、「琵琶湖の水資源を確保するため、琵琶湖周辺山地に大規模の造林を行い森林の保水機能を高め、琵琶湖への流入水の季節的増減を緩和しようとする滋賀県造林公社事業計画に関し、淀川水系に大きく依存する本市の今後の水需要の増大に対処するため、関係府縣市とともに本市も同公社に参加のうえ造林事業に協力する。」と表明されており、所要の手続きを経て、昭和42年3月27日付けで造林公社から社員加入の承認を得た。

○兵庫県【『兵庫県議会会議録』(昭和42年(1967年)9月)】

(知事)

次に、滋賀県造林公社に対しますところの出資金並びに貸付金の問題であります。お述べになりましたような、きわめて長期にわたっての琵琶湖周辺の水源涵養ということに対する協力の問題ですが、私どもは下流地帯といたしまして、これに協力することによって、水の配分というものについて、それを確保するような立場をとってまいりたい。互いに協力し合ってやるべきではなかろうか、というような見地からこれを進めておるわけですが、それでは、それだけの協力をするが、これに対しますところの水源割り当てというものは、もう確保されておるかという点であります。これは先ほどお述べになりましたように、いろんな案が出されておりますけれども、まだ滋賀県当局がこれに対してオーケーをいたしておりません。しかしながら何らかの方法において、将来の水源をもっと多く下流に対して分配をしてもらうということは、これはぜひしなければならぬこととありますし、おそらく滋賀県においてもさような考えは持たれておる、ただその方法論についてまだ一致するに至っておらない、こう見てしかるべきではなかろうか。またさような気持ちにおいて下流も協力をしておる、こういうふうな次第であります。したがってその元はきまっておりますけれども、ふえる場合の割り当て割合というものは、これはおおむねきまっておりますので、その割合に基づいて今回の出資なり貸し付けをするということにいたした次第であります。

そこで、それじゃそういう長期にわたって出資あるいは貸し付けをするのであるけれども、それらについてどういう保障があるかという点でありますけれども、これは造林に対しますところの分収によってやっていくというたてまえになっております。その分収は所有者4、造林公社が6、こういう割合において分収をするということに相なっておりますので、将来においてはその取りきめによって償還を受けていく、こういうことに相なっております。

次に、ただいまの受益者負担等について、各自治体は了承しておるかという点でありますけれども、これは各自治体いずれも話をいたしましたし了承をいたしております。その中でご心配になりますところの阪神上水道、かなり財政的に困っておるのに、またこういうものが加わることによって、原水の原価に影響をしやすいかというご心配でありますけれども、私はこれはもう非常に長きにわたりまして、年々出資、貸し付けをするものでありますから、これを全体から見れば、ほとんど原水に影響するという割合にはならない。そういう金額にはならない。年間大体30億ぐらいのところへ何百万円というふうな問題になりますので、そういうことにはならない、こういうふう存じております。

○神戸市【『神戸市市会旬報』(昭和43年(1968年)3月)】

4. 武衛総務部長から、次のとおり報告があった。

社団法人滋賀県造林公社への加入について

(1) 加入の理由

淀川水系水資源開発事業の中心事業である琵琶湖総合開発の早期着工をはかり、ひいては淀川の水需給事情を好転させるため地元滋賀県に対する経済協力の一環として、滋賀県造林公社に加入し、植林事業の資金援助を行なう。

(2) 加入に伴う資金負担

(ア) 神戸市分	昭和42年度出資金	1 2 0 0 0 0 円 (一時金)
	昭和42年度貸付金	4 3 9, 0 0 0
	計	5 5 9, 0 0 0
	昭和43年度貸付金	7 5 4, 0 0 0 (予定)

(3) 負担割合

(ア) 社員出資金については総額18,300千円を次のように負担する。

地 元	1 0, 3 0 0 千円	{	滋 賀 県	8, 0 0 0 千円
			県下市町村	2 3, 0 0 0 千円
下流利水者	8, 0 0 0 千円		大 阪 府	3, 0 0 0 千円
			大 阪 市	3, 0 0 0 千円
			兵 庫 県	2, 0 0 0 千円

(イ) 社員貸付金については、事業費に対する次の比率による。

{	地 元	4 0 %	{	大阪府、大阪市	8 0 %
	下流利水者	6 0 %		兵庫県	2 0 % (全体事業費の12%)

兵庫県では、30%を県が負担し、残りを昭和50年の淀川需要水量比で割り振る。

(ウ) 兵庫県各市別負担表

利水者	50年需要水量	同比率	負担比率	出資金	42年度 貸付	43年度 貸付
	m ³ /日	%	%	千円	千円	千円
兵庫県	—	—	30,000	600	2,378	4,094
阪神水道企業団	968,000	51.0	35.701	710	2,830	4,872
神戸市	150,000	7.9	5.532	120	439	754
尼崎市	600,000	31.6	22.128	400	1,754	3,020
西宮市	80,000	4.2	2.951	60	234	402
伊丹市	100,000	5.3	3.688	70	292	503
計	1,898,000	100.0	100.000	2,000	7,927	13,647

神戸市としては、工業用水道の取水者として加入し。上水道分については、構成4市を代表して阪神水道企業団が加入する。

(4) 造林公社概要

(ア) 目的

琵琶湖周辺の山間部に大規模の造林を行なって①森林のもつ水源かん養の機能を高めるとともに②森林資源の活用をはかる

(イ) 設立年月日

昭和40年4月1日 社員数26人(滋賀県、滋賀県下23市町村、大阪府、大阪市)

(ウ) 事業計画

10,000ヘクタールを昭和41年度から10カ年、毎年1,000ヘクタールずつ植林し、18年目から間伐、40年目から主伐に入る。